

# 特別支援学級開設準備ニュース

No.2

令和元年5月13日

++++++

## 「多様な教育の場」を考える

杉並区立杉並第四小学校長 高橋 浩平

学校制度の中には、通常学級・特別支援教室（すぎし教室・すぎはち教室等）・通級指導学級（きこえの教室・ことばの教室等）・特別支援学級・特別支援学校など、「多様な教育の場」があります。特に特別支援教室と特別支援学級の違いがわかりづらいようです。今回は、その違いについて説明します。

**通常学級・特別支援教室（すぎし教室・すぎはち教室）・通級指導学級・**

**特別支援学級・特別支援学校のそれぞれの違い**

### <特別支援学校>

杉並には区立の養護学校（特別支援学校）があります。済美養護学校です。知的障害のお子さんのための学校です。特別支援学校は障害の種別ごと（視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱）に設置されています。区立の特別支援学校は新宿区にもありますが、新宿区の特別支援学校は肢体不自由です。

ですから、済美養護学校は、都内で唯一の区立知的障害特別支援学校、ということができます。近隣の都立の特別支援学校は以下のような学校があります。

種別	学校名	学部
視覚障害	久我山青光学園	幼・小・中
聴覚障害	大塚ろう学校永福分教室	幼・小
聴覚障害	立川ろう学校	幼・小・中・高
聴覚障害	中央ろう学校	中・高
肢体不自由	永福学園	小・中・高
病弱	光明学園	小・中・高
知的障害	中野特別支援学校	高
知的障害	練馬特別支援学校	高
知的障害	永福学園	高（就業技術科）

### <特別支援学級>

各障害種別に特別支援学級を設置できることになっています（学校教育法第81条）が、杉並区には「知的障害」の学級のみ設置されています。在籍を学級に置く「固定」学級と、在籍を通常学級に置く「通級」学級（一般的に「通級による指導」と言われます）に分かれます。杉並区の特別支援学級は全て固定学級です。「情緒障害」については、杉並区の場合、全て「特別支援教室」の対象となっていますが、他区には固定の情緒障害学級がある場合もあります。

特別支援学校の全児童・生徒が、学区の通常学校に副次的な籍をもち、交流を通して、居住する地域とのつながりをもつていく制度（副籍制度）があります。杉四小では永福学園（4年生）と済美養護学校（3年生）の児童が直接交流をしています。

杉並区の特別支援学級 小学校9校—杉三小しいのみ学級、馬橋小仲よし学級、桃二小ひまわり学級

桃三小梅組、四宮小クローバー学級、高二小久我山学級、

新泉和泉小仲よし学級、済美小かしのみ学級、天沼小こだま学級

中学校5校—阿佐ヶ谷中G組、井草中i組、宮前中E組、大宮中C組、和泉中5組

#### <通級指導学級>

通級についても各障害種別に設置できます（学校教育法施行規則第140条）。杉並区には難聴と言語障害の2つの障害種別の学級が設置されています（特別支援教室も法令上は「通級による指導」になります）。

難聴学級—高井戸小けやき学級、高井戸中きこえの教室

言語障害学級—杉十小ことばの教室、高井戸小けやき学級、高四小ことばの教室

#### <特別支援教室>

東京都の独自制度で、各学校に設置されています。指導する教員が各校を回り、指導していく形になります。杉並区は拠点校（巡回指導教員が在籍する学校）が小学校10校、中学校3校あります。

対象は「知的な遅れのない発達障害の子どもたち」であり、知的な遅れを伴う発達障害の児童や、肢体不自由などの他の障害については対象外となります。

#### <通常学級>

小学校は1年生35人=1学級、2年生以上40人=1学級（東京都の場合、2年生は35人学級にすることもできる）で構成されています。杉並区は独自制度で「30人程度学級」を設けています。そのために区費による教員を区として配置しています。本校の場合、3年生が38人で都の基準だと1学級ですが、区の「30人程度学級」の制度を使って2学級にしています。

#### 通常学級と特別支援学級の違い

通常学級と特別支援学級の大きな違いは、一つは1学級あたりの人数（特別支援学級は8人で1学級）です。もう一つは特別支援学級は「特別な教育課程」で行うことができる点です。

通常学級はカリキュラム（教えるべき教育内容）が定められており、例えば3年生では「理科」や「社会」が入ってきてこれを教えることになります。極端な話、学年を下に戻って教える（例えば3年生に「生活」を教える）ことはできない訳です。

それに対して特別支援学級では児童に対して「特別な教育課程」を組めるので、その子により応じた学習ができることがあります。

#### 特別支援学級と特別支援教室の違い

上記のように、特別支援教室は「通級による指導」ですから通常学級に籍をおきながらの指導になります。それに対して「固定」の特別支援学級はその学級に籍を置き、指導を受けます。「学籍」というのは法制度的にはとても重要で、在籍する児童生徒の数で学級数が決まり、そこから教員の人数が配置されます。したがって、たとえば9人の特別支援学級（学級数は2学級、教員配置は東京都の場合「学級数+1」なので3人）で、一人卒業してしまうといきなり学級減で担任が一人異動せざるをえないという状況になります。もちろん通常学級も学級数が減ってしまうと同じことがあります、特別支援学級の場合はそれが顕著で、指導する教員の出入りが激しくなってしまう、こともあります。

#### まとめ

今まで見てきた学習の場はそれぞれメリットもあればデメリットもあります。例えば知的障害の児童について考えれば特別支援学級を選択した場合、その子に応じた教育課程が組める、つまりその子の能力に合ったところから学習することができる、というメリットがあります。が、同年代の児童と触れ合う機会は減る、というデメリットもあります。ですから通常学級を選ぶ知的障害の児童もいるわけです。逆に見れば通常学級を選んだ場合「同年代の児童と触れ合う機会が多い」というメリットはありますが、「その子に応じた教育課程は組めない」というデメリットもある、ということになります。

そう考えると、特別支援学級が一番大事にしたい点は「その子に応じた教育課程が組める」というところだと、私は考えています。